資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百六十万円、資本準備金の額を一億二千九百六十万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十二年十月二十九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月二十三日

掲載頁　七十四頁（号外第一五四号）

平成二十二年十月二十五日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

株式会社イーリバースドットコム

代表取締役　髙橋　巧

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月九日を基準日と定め、同日午前八時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月二十五日

東京都大田区蒲田本町一丁目九番七号

株式会社城南村田

代表取締役　青沼　隆宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月九日を基準日と定め、同日午前八時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月二十五日

東京都大田区蒲田本町一丁目九番七号

株式会社トーマック

代表取締役　青沼　隆宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月九日を基準日と定め、同日午前八時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月二十五日

東京都大田区蒲田本町一丁目九番七号

Progressive Networqs有限会社

取締役　青沼　隆宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月二十五日

大阪市中央区南船場二丁目六番二八号ユタカビル四階

エス・ケイ・ホールディングス株式会社

代表取締役　金石　祥甫

定款変更につき通知公告

当社は定款を変更して、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定、並びに株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年十一月二十六日とし、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十月二十五日

横浜市神奈川区鶴屋町一丁目七番地一二

ワンズ株式会社

代表取締役　牛迫　敬太

合併につき株券等提出公告

当社は、蔵王観光株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十二年十一月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十五日

山形市蔵王温泉九四〇番地一

蔵王中央ロープウエイ株式会社

代表取締役　小関　和夫

合併につき株券等提出公告

当社は、キーパー販売株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十五日

愛知県名古屋市中区正木四丁目六番一〇号

キーパー中部販売株式会社

代表取締役　大谷　和憲

限定承認公告

本籍兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原六五九番地、最後の住所兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原六五九番地

被相続人　亡　牛居　一郎

右被相続人は平成二十年十二月三日死亡し、その相続人は平成二十二年十月八日神戸家庭裁判所社支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十五日

兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原六五九番地

相続財産管理人　牛居　正美

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年十一月九日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記減価償却費、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、(ii)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(iii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iv)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金二億八千六百五十五万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金二億八千六百五十五万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十二年十月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

訂正公告

平成二十二年十月十五日（号外第二一七号）掲載の合同会社エムケーユニバースに係る解散公告中、「東京都港区南青山二丁目一番一〇号」とあるは「東京都港区南青山五丁目一番一〇号」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年十月二十五日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三四	八	閣下	殿	
四二	一	三	一徳	一徳
〃	〃	終りから一四		

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）

（円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア政府との間の書簡の交換に関する件）
（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十五日付第二三号

一二八ページ●同日付政府調達第二〇〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）